

リスト規制に関する該非判定

1) 弊社対象製品

XC25 シリーズ

2) 対象製品に関する該非判定は、以下の通りです。

(2026年2月14日施行政省令等対応)

■ 輸出貿易管理令・別表第1の1～15項

対象番号7項 (1) 省6-1イ

非該当

16項 (キャッチオール規制)

該当

輸出貿易管理令・別表第2

対象外

■ 外国為替令・別表1～15項

対象外

3) CISTEC公表番号

XC25 % 0005600010000042